

平成23年度 外部評価対象事業選定方針

1. 平成23年度外部評価対象事業について

【対象とする事業】第7次刈谷市総合計画の実施計画書に掲載された事業を中心とした主要な事業

該当事業：168事業

【対象とする理由】平成23年度より新たに第7次総合計画がスタートし、外部評価導入初年度として、まず市の主要な事業を評価する必要があるため、実施計画書に掲載されている事業を中心として、平成22年度に取り組みました主要事業に対して外部評価を実施する。

2. 選定方針に基づく約50の事業の選定について

外部評価対象事業選定方針に該当する事業のうち、以下の表に該当する事業は事業選定の対象外として、選定方針に基づく約50の事業の選定を行います。

| 対象外とする事業 | | 理由 |
|-----------------------|---|--|
| ①建設事業 | ①-1 道路、上下水道、公園、 河川などの都市基盤整備 に関する事業 | 都市基盤に関する事業は、原則として事務事業単位ではなく、市全体を対象とした施策単位で検証することが必要であり、施策評価において対象とするため、事務事業評価では対象外とする。 ※維持保全に関する事業は対象とする。 |
| | ①-2 公共施設の建設に関する 事業 | 建設中の事業については、成果の検証が困難であるため、原則として対象外とする。 ※維持保全に関する事業は対象とする。 |
| ②計画策定事業 | | 策定中においては成果の検証が困難であるため、対象外とする。 |
| ③国・県からの補助金充当事業 | | 今年度は国、県補助金に影響されない「市単独事業」を優先するため、対象外とする。 |
| ④事業費が100万円未満の事業 | | 事業費が小額であるため、外部評価の初年度としては100万円以上の事業を優先し評価を実施する。 |
| ⑤平成22年度完了事業 | | 次年度以降継続せずに完了する事業は、事業の直接的な改革・改善に至らないため、対象外とする。 |
| ⑥県、一部事務組合・広域連合への負担金事業 | | 裁量が入り込む余地が少ないため、対象外とする。 |
| ⑦繰出金 | | 特別会計との関連があるため、対象外とする |
| ⑧基金事業 | | 果実運用型基金を除き、今年度は対象外とする。 |
| ⑨予備費、諸支出金、還付金事業、償還事業 | | 裁量が入り込む余地がないため、対象外とする。 |